

特記仕様書

【1. 総則】

(適用範囲)

本仕様書は、白川トンネル定期点検業務委託(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

本委託は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検のうち、トンネルの点検を実施するものである。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和7年2月28日までとする。

(技術基準等)

(1) 道路トンネル定期点検要領(平成31年2月国土交通省道路局)(以下、「点検要領」という)、または、道路トンネル定期点検要領(技術的助言)(令和6年3月国土交通省道路局)に基づく。

ただし、道路管理者が必要と判断した場合は、道路トンネル定期点検要領(平成31年2月国土交通省道路局国道・技術課)に基づくものとする。

(2) 本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書による他、宇治市「土木設計業務等共通仕様書」、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」に準ずるものとする。

また、本業務における照査は、近畿地方整備局「詳細設計照査要領」等を参考に報告書に含めて提出するものとする。

(配置技術者)

本委託の配置技術者は下記に示すいずれかの資格等を有する者を配置するものとする。

(1) 管理技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第6条第3項に規定する資格等は、技術士の建設部門(トンネル)又はシビルコンサルティングマネージャー(以下、「RCCM」という。)(トンネル)の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

(2) 照査技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第7条第2項に規定する資格等は、技術士の建設部門(トンネル)又はRCCM(トンネル)の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

(3) 担当技術者：本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

(点検体制)

点検体制については、道路トンネル定期点検要領によるものとし、点検体制表を提出すること。

(TECRISの登録)

委託金額が100万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を見込んでいるが、中間打合せについては調査職員と協議の上、回数を変更できることとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

また、打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議すること。

(緊急の措置)

点検時に緊急の措置(判定区分がⅢ及びⅣ)が必要なトンネル等を発見した場合は、速やかに調査職員に報告し、対応について判断を仰ぐこと。また、国や京都府への状況報告及び措置方法等の報告が必要となるため、調査職員から指示があった場合は速やかに必要な資料を作成し、提出すること。なお、措置方法については、修繕の範囲や工法について検討し調査職員に報告すること。

(資料の貸与及び返却)

本市から貸し出す資料は、業務完了後速やかに返却し、他の目的に使用してはならない。

(土地への立入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また作業中は、宇治市発行の証明書を必ず携帯すること。

(車両の駐車及び交通規制について)

調査箇所付近の車両の駐車については、近隣住民や交通の支障にならないように十分注意すること。駐車が長時間に及ぶ場合や、車両台数が多くなり交通規制が必要となる場合は、必ず調査職員に報告し指示に従うこと。なお、点検作業中に苦情があった場合は、受注者において責任を持って対応するものとし、その結果を調査職員に報告すること。

(交通安全管理)

受注者は、道路工事保安施設設置基準(案)を参考に現地の交通状況に即した保安施設を設けるなどして、適切な安全管理に努めるものとする。

ただし、本委託における交通規制については、原則、路肩規制及び片側交互通行の規制によるものとし、それによりがたい場合は担当職員と協議の上決定する。

なお、本委託に起因して第三者に損害を与えた場合、受注者の責任において措置するものとする。

(安全費・機械経費)

定期点検を実施するために必要な安全費・機械経費はすべて計上しているが、関係機関協議や現地状況等によりやむを得ない場合、また受注者にて特に必要と認めた場合は、点検実施前に調査職員と協議し承認を受けたものについては、設計変更の対象とする。

(1) 交通誘導員

本業務における交通誘導員を下記のとおり計上しており、配置状況を「業務月報」に記録し、担当職員に報告するものとする。

交通誘導員 B (昼間) 3名

(2) 保安施設類の設置

受注者は、業務に先立ち作成する業務計画書に、安全施設类等設置計画(交通誘導員配置計画書を含む)を作成し、調査職員に提出すること。

また、受注者は業務期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(3) 機械経費

トンネル点検車は点検日数1日として計上し、投光機材は定期点検作業にかかる直接人件費の3%を計上している。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、提出部数は正・副各1部とし、成果物項目は以下のとおりとする。

- (1) 概要版
- (2) 業務報告書
- (3) 施設の諸元 (トンネル)
- (4) 定期点検調書 (トンネル)
- (5) CD-R (CAD(sfc)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受注者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、指示に従い対応すること。

【2. 業務概要】

本委託の対象施設は、以下のトンネルとする。

名称	路線名	完成年次	延長 (m)	全幅員 (m)	トンネル 等級
白川トンネル	林道白川線	1997	223	9.25	D

業務内容は、以下の（１）～（３）のとおりとする。

（１）計画準備

業務計画書の作成、部材番号図の作成、現地踏査、実施計画書の作成等を行う。

○業務計画書作成

受注者は契約後速やかに点検の実施体制を整え、必要な資料の収集や現地踏査等の検討を行い、業務計画書を作成する。また、業務計画書は調査職員に提出し協議すること。

○部材番号図の作成

「点検要領」及び初回点検結果の記録表に基づき部材番号図を作成する。

○現地踏査

点検に先立ち現地踏査を行い、変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影を含む）する。また、足場設置の要否や設置計画に必要な情報は現地踏査時に確認する。

○実施計画書作成

現地踏査結果に基づいて、実施計画書を作成するものとする。点検手法の検討については、新技術利用ガイドライン（平成31年2月国土交通省）を参考とし、当初設計の点検手法及びNETIS、点検支援技術カタログに掲載されている技術・工法等の活用について比較検討すること。なお、点検要領に記載の無いものについては、調査職員と協議の上採用するものとする。

ただし、点検手法や状況等がやむを得ず変更となる場合には、調査職員と協議の上、設計変更の対象とする。

（２）点検

○現地点検及び診断（健全性の診断）

「点検要領」に基づき、点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と構造物毎の健全性の診断を行う。

○点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、「点検要領」の記入例に基づき「点検表記録様式（その1，その2）等」を作成し記録するものとする。補足資料として「記録様式作成にあたっての参考資料（平成31年2月国土交通省道路局）」に基づき調書を作成し、今後想定される予防措置について素案を考察する。

また、調査職員より指示があった場合、林道管理者が保有する台帳を補完するために必要な現地計測等を行うこと。

（３）報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行い、照査報告を含んだ報告書を作成するものとする。

【3. その他】

- (1) 成果品納入後であっても、成果品に誤りがある場合は直ちに訂正するものとする。
- (2) 本市は京都府市町村道路メンテナンス推進協議会に参加している。
協議会等より本委託の内容について情報を求められた場合は、調査担当職員の指示に基づき、資料等を作成するものとする。
- (3) 本委託に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (4) 本委託は、会計検査院の検査対象事業であるため、検査が実施される際に関係資料の整理や作成などが必要な場合は協力すること。
- (5) 現地踏査時、調査対象部に土砂体積や植栽の繁茂等があり、点検に支障となる場合は、受注者にて清掃を行うこと。ただし、容易に清掃が困難な場合は、調査職員と協議の上、計画すること。
- (6) 現地踏査時、ひび割れ剥落等により鉄筋露出している箇所を発見した場合、調査職員と協議の上、腐食の進行防止対策として軽度の作業を受注者にて行うこと。